

○国土交通省告示第九百三十一号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成三十年政令第二百二号）の施行に伴い、平成元年建設省告示第千九百四十一号（特定高架道路等の法面その他の構造に関する基準を定める件）を廃止する告示を次のように定める。

平成三十年七月十三日

国土交通大臣 石井 啓一

平成元年建設省告示第千九百四十一号（特定高架道路等の法面その他の構造に関する基準を定める件）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成三十年七月十五日から施行する。